

【マナーアップ】安全な登下校をめざして

東中学校は、徒歩通学・自転車通学・スクールタクシー等、それぞれの通学方法で登下校をしています。また、今年度の生活面の目標の一つとして、『マナーアップ』というものを設定しています。特に、自転車通学については、自転車は道路交通法で「軽車両」に位置づけられ、車やバイクと同じ車両の仲間になります。今年度の4月、自転車通学生を対象に、「自転車通行可」の標識がある歩道での通行の仕方について話をしました。東中学校周辺の歩道は、基本的に自転車通行可の標識が設置されています。だからこそ、歩道に中学生の歩行者、地域の方など時間帯によっては多くの人が通行しており、その分接触等の事故のリスクも高くなります。様々なルールがありますが、道路交通法63条の4第2項には、「自転車が歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない」と規定されています。(※普通自転車通行指定部分がある時は例外) 自転車通学生には、上記の道路交通法を説明し、車道寄りを通行するように指導をしています。引き続き生徒が安全に登下校できるよう、そしてマナーアップを図れるよう、指導をしていきたいと思ひます。何か登下校のことについてお気づきがありましたら、東中学校(22-0108)にご連絡ください。

【自転車通学生保護者の方へのお願い】

本校の自転車通学の規定に、『1 許可規定(2) 許可の手続き・別紙「自転車のナンバリング及びシール貼付承諾書」を提出し、自転車点検を受けたのちに、発行されたシールを自転車に貼り付ける。※シールを紛失もしくは新たに自転車を購入した場合は再発行を交通担当に申し出ること。』とあります。最近、許可していない自転車を登下校で使用している生徒を見かけます。学校としては、許可していない自転車を登下校に使用することは認めていません。本日21日(火)、自転車通学生を集め、このことを再確認しています。何か事情がある場合は、ご相談いただけたらと思います。生徒の安全に関わることでありますので、ご家庭でもご確認ください。ご協力よろしくお願いします。

〈参考〉自転車点検項目リスト

- ☐ 前輪・後輪とも正常に機能するブレーキが取り付けられている。
- ☐ 変形ハンドルやドロップハンドルなど、安全な運転に支障のある形状でない。
- ☐ 前照灯(ライト)が取り付けられている。
- ☐ 後方からの光を反射する反射板が取り付けられている。
- ☐ 備え付けあるいはチェーンロック等を備え、施錠できる。
- ☐ 駐輪時に倒れることなく置けるスタンドが取り付けられている。
- ☐ 荷物を入れるカゴが取り付けられている。



「あい」ある生徒の育成をめざして

4月から生徒指導部の取組として、2階生徒昇降口前の掲示板に、その日の「あい」ある行動や場面を写真とコメント付きで紹介しています。基本的に毎日更新、日によっては複数紹介をする場合もあります。日々の生活の中で、生徒の「あい」ある行動がたくさん見られます。来校された際には、是非ご覧になっていただけたらと思います。

5月16日(木)のコメントより

修学旅行最終日。3日目は、奈良の仏閣研修でした。学校外での活動は、学校内とは違う力も試されます。昼食会場で全体の合掌をした後に、お店の方に個別に「ごちそうさまでした」と言いながら出て行く生徒が多かったです。そのような行動ができた9年生、すばらしい!!



【生徒昇降口掲示板の様子】